

## 《参 考》

### 「時間外労働および休日労働に関する協定書」における 自動車運転者の限度時間について

自動車運転の業務について、時間外労働の上限規制の適用は2024年3月31日まで猶予されていたため、労使協定で定める時間外労働時間は、改善基準告示に定められた拘束時間の限度枠内でしたが、2024年4月以降は、時間外労働の上限規制が適用されるため、1年間の限度は960時間となります。

1日及び1ヵ月については、改正後の改善基準告示に定められた拘束時間の限度枠内となります。

以下、改正後の改善基準告示に基づいて算出した、三六協定で締結しうるほぼ最大の限度時間の枠をお示しします。実際には過労運転による交通労働災害の防止や自動車運転者の健康障害の発生防止、労働契約において使用者が負う安全配慮義務などの観点に立ち、各事業者が自社に合った限度時間を設定することが望まれます。

前提条件：●1日の所定労働時間は8時間、週5日勤務、休憩時間は1時間とします。

●法定休日労働はないものとします。

●予期し得ない事象への対応に要した時間に係る例外的な取扱いはないものとします。

延長することができる時間		算 出 方 法
1日	6時間	改善基準告示では、1日の拘束時間の最大は15時間（ただし14時間超えは1週2回以内）です。よって、 $15 \text{ 時間} - (\text{労働時間 } 8 \text{ 時間} + \text{休憩時間 } 1 \text{ 時間}) = 6 \text{ 時間}$ が時間外労働の限度となります。 *ただし、宿泊を伴う長距離運行で改善基準告示の基準に合致する場合は、拘束時間が16時間まで可能となるため、延長することができる最長時間は、7時間となります。
1ヵ月	115時間	(前提条件として、30日の月で、月間の労働日数21日を想定しています) 改善基準告示では、1ヵ月の拘束時間は原則284時間ですが、労使協定により1年のうち6ヵ月までは310時間まで延長することができます。よって、 $310 \text{ 時間} - 1 \text{ ヵ月の拘束時間 } 195 \text{ 時間} = 115 \text{ 時間}$ *1ヵ月(30日)の法定労働時間の総枠、週40時間が法定労働時間であることから $30 \text{ 日} \div 7 \text{ 日} \times 40 \text{ 時間}$ で求めることができます。
1年	960時間	2024年4月以降は、改善基準の1年間の拘束時間にかかわらず、960時間の上限規制が適用されます。